

和泉市物品供給、役務提供他及び測量・建設コンサルタント等に係る市内業者・準市内業者の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、本市の物品供給、役務提供他及び測量・建設コンサルタント等に係る市内業者及び準市内業者の認定基準を明確にすることにより、公平・公正な入札制度を構築するとともに、指名競争入札等において適正な業者を選定することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、市内業者（和泉市内に本店又は本社を置く登録業者をいう。以下同じ。）及び準市内業者（和泉市内に支店又は営業所を置く登録業者をいう。以下同じ。）とは、次条第1項に定める要件を全て満たす業者とする。

(認定基準)

第3条 市内業者及び準市内業者の認定基準は、下記のとおりとする。

- (1) 本店、支店又は営業所等（以下「本店等」という。）が、本市の指名業者登録名簿に登載されていること。
 - (2) 本店等において、営業を行うための専用スペースを有すること。
（机、電話、事務機器、什器備品等を備えていること。）
 - (3) 本店等において、契約に関する事務を行い、契約締結を完結できること。
（本店等が、単なる取次場所となっている場合や、単に連絡員を配置しているだけの場合は、市内業者及び準市内業者の認定とは認めない。）
 - (4) 本店等に営業活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされていて、かつ、責任者が常駐していること、及び当該本店等を拠点にして営業活動を行っていること。
 - (5) 電話、郵便等が確実に本店等に届くこと。
（電話が常に転送状態になっている、郵便物が返送される等は、市内業者及び準市内業者とは認めない。）
 - (6) 本店等の本市内における営業年数が申請日時点において2年以上あり、かつ、市税の納税義務を2年以上果たしていること。
- 2 前項の認定基準を満たさない業者については、入札参加資格審査申請の受付時に市内業者及び準市内業者として受付済であっても、改善、是正等の完了まで原則、市外業者として取り扱うものとする。

(実態調査)

第4条 市長は、新規に受付をし、若しくは定期的に受付をした入札参加資格審査申請業者、前条第1項の認定基準の確認を要する業者、又は、市民等から前条第1項の認定基準に係る通報があった業者については、確認のための実態調査を行うことができるものとする。

2 実態調査は、現場確認、書類確認、写真撮影等の方法で行うものとする。

3 第1項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者については、前条第2項の規定を準用する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 3 日）
この訓令は、令達の日から施行する。